令和７年度　権利擁護支援者養成講座　ステップアップ編　開催要項

１　目　　的

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利や財産を保護する「成年後見制度」の需要が高まってきていることから、将来的な市民後見人の養成を見据え、地域における権利擁護の担い手を確保することを目的として開催します。

２　主　　催　　三条市成年後見支援センター

３　開 催 日 時　　令和７年 12 月 13 日（土）午前９時 00 分～午後４時 30 分

４　会　　場　　三条市総合福祉センター１階会議室
（三条市東本成寺２番１号 ）

５　対　象　者

（１）　権利擁護支援養成講座基礎研修の修了者でさらに学びを深めたい方

（２）　権利擁護に関する活動に興味のある方

６　定　　員　　30 人程度

７　参　加　費　　無料

８　内　　容　　別紙参照

９　申 込 方 法　　電話か Google フォームで申し込み

10　申込締切り　　令和７年 11 月 25 日（火）

11　そ　の　他

・本研修（12/6 基礎編、12/13 ステップアップ編）の修了が権利擁護支援活動を行う必要要件となります。

権利擁護支援者養成講座　ステップアップ編　日程

時　間	内　容	講　師	ねらい
8:30～	受付開始	―	―
9:00～9:10	開会オリエンテーション	事務局	―
9:10～14:30 （途中、休憩と昼休憩を含みます）	対人援助の基礎と意思決定支援について（基礎編）	新潟県社会福祉士会（ぱあとなあ新潟） 社会福祉士　山田　一郎　氏 （権利擁護センターりあん）	・社会福祉援助技術論等の知的蓄積などを踏まえ、対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う。 ・被後見人等が本人らしい生活を送れるように、チームによる意思決定支援を踏まえた後見事務の取組とは何かを理解する。 ・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた気づきを得る。 ・後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務にやりがいや達成感を感じ、前向きに取り組めるきっかけとする。
14:30～14:40	休憩	―	―
14:40～16:10	日常生活自立事業及び法人後見事業について	（福）三条市社会福祉協議会 生活支援係　係長　藤井　イミ子氏 主任　吉塚　都子　氏	・権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業について理解する。 ・三条市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の取組状況について知る。
16:20～16:30	閉会オリエンテーション	事務局	―